

介護用品支給事業のあり方について

(1) 介護用品の支給制度概要

・目的

在宅要介護者を介護している者に対し、紙おむつその他の介護用品の購入に要する経費の一部を助成することにより、高齢者及びその家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

・対象者

- 1 要介護状態区分4以上の認定を受けた市民
- 2 要介護者と同居し、生計を一にし、現に要介護者を介護している者で市民税非課税世帯である者

・支給内容

- 1 紙おむつ、尿取りパッド、防水シーツ、使い捨て清拭用品及び使い捨て手袋
- 2 1人あたりの助成限度額は54,000円（1月の限度額6,000円）。申請・支給は7月から開始し、クーポン券を支給。

(2) 前年度までの支給実績

事業年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績額	1152 千円	1181 千円	1181 千円	1028 千円
利用者	28人	31人	31人	27人

(3) 制度を継続している理由・今後の方向性

在宅で寝たきりの高齢者を介護している低所得世帯の家族を精神的・経済的に支援する目的で実施しているもので、寝たきりの高齢者が自分らしく、精神的な自立につながるように、介護者への支援に重点を置く事業であると考えている。

今後、国の地域支援事業実施要綱により、制度の縮小・廃止について第7期介護保険事業計画期間中に検討する。

【制度改正の考え方について】

(改正案1) 事業の縮小

- 1人あたりの助成限度額の見直しを検討する。平成30年度のクーポン券の利用率は81%
- ・参考 東濃地区では、3市（多治見市、土岐市、中津川市）において、1ヶ月の限度額は5,000円

(改正案2) 事業の廃止

事業の廃止を検討する。

【参考】地域支援事業実施要綱抜粋

平成26年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村は、第7期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる各項目に取り組んでいることを要件に実施して差し支えないこととする。

- ① 高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること
- ② 地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握しその対応方針を検討していること
- ③ 各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること